

日本農林規格等に関する法律の 有機JASに関する指導の件数等

令和4年12月
農 林 水 産 省

有機JASに係る国（農林水産省）による令和4年度上半期（令和4年4月～令和4年9月）の指導の件数等は、以下のとおりです。

<指導の件数>

	上 半 期 (4月～9月)	下 半 期 (10月～3月)	合 計	(参 考) 命 令
令 和 3 年 度	6	8	14	0
令 和 4 年 度	11		11	0

<指導の品目区分別の状況>

	生鮮食品				加工食品			
	計	農産物	米	畜産物	計	農産加工品	畜産加工品	その他の加工品
令和3年度上半期	1	1	0	0	6	5	1	0
令和3年度下半期	2	0	2	0	6	6	0	0
令和4年度上半期	5	4	1	0	8	6	0	2

注：1件の指導の中で複数の品目区分の食品が対象となった事例があり、品目区分数の合計は指導件数と一致しない。

<指導の主な違反区分別の状況>

	不適切な有機 等 の 表 示	輸入品に不適切な 「オーガニック」等の表示	そ の 他 有機関係の違反	計
令和3年度上半期	5	2	0	7
令和3年度下半期	6	1	1	8
令和4年度上半期	11	2	0	13

注：指定農林物資に係る名称の表示に関する違反に対する指導の実績を集計したもの。

：1件の指導の中で複数の品目区分の食品が対象となった事例では、品目区分ごとに主な違反区分を整理しており、その合計は指導件数と一致しない。

（資料）令和4年度上半期における指導の状況：資料1

令和4年度上半期における指導の分類：資料2

令和4年度上半期における指導の状況

施行年月	事業者 所在地	品目		主な違反内容	
		品目 区分	品目	主な違反区分	主な違反内容
令和4年4月	京都	加(農)	ハーブティー	不適切な「有機」 等の表示	指定農林物資でないものに 「Organic」、「オーガニック」と 表示
令和4年4月	滋賀	加(農)	コーヒー	不適切な「有機」 等の表示	指定農林物資でないものに 「Organic」、「オーガニック」と 表示
令和4年6月	愛知	農	春菊 わさび菜 ほうれんそう	不適切な「有機」 等の表示	指定農林物資でないものに 「有機」と表示
令和4年6月	東京	加(農)	スパゲッティ	輸入品に不適切 な「有機」等の違 反	有機JASマークが付されて いないにもかかわらず 「Organic」と表示
令和4年7月	愛知	加(農)	コーヒー	不適切な「有機」 等の表示	指定農林物資でないものに 「ORGANIC」と表示
令和4年7月	佐賀	農	タマネギ ソラメ ニンニクの芽	不適切な「有機」 等の表示	指定農林物資でないにもか かわらず「有機無農薬野菜」 と表示
令和4年7月	兵庫	米	袋詰玄米 袋詰精米	不適切な「有機」 等の表示	有機JASマークがないもの に「有機」と表示
		加(農)	茶	不適切な「有機」 等の表示	指定農林物資でないものに 「オーガニック」と表示
令和4年7月	大分	加(他)	清涼飲料水	不適切な「有機」 等の表示	指定農林物資でないにもか かわらず、「Organic」又は 「オーガニック」と表示
令和4年8月	東京	加(他)	オリーブオイル	不適切な「有機」 等の表示	有機JASマークがないもの に「有機」、「Organic」と表示
		農	生アーモンド	輸入品に不適切 な「有機」等の違 反	有機JASマークがないもの に「Organic」と表示
令和4年8月	神奈川	加(農)	桑茶	不適切な「有機」 等の表示	指定農林物資でないものに 「有機」と表示
令和4年9月	富山	農	ミニトマト	不適切な「有機」 等の表示	指定農林物資でないものに 「有機」と表示

(注)品目区分は、以下のとおり略記している。

農:生鮮農産物、米:玄米・精米、加(農):農産加工品、加(他):その他の加工品

令和4年度上半期における指導の分類

指 導 件 数		11
品目区分	違反区分	件数
生鮮食品	総 計	5
	農産物 合 計	4
	不適切な「有機」等の表示	3
	輸入品に不適切な「オーガニック」等の表示	1
	野菜 小 計	3
	不適切な「有機」等の表示	3
	果実 小 計	0
	その他の農産物 小 計	1
	輸入品に不適切な「オーガニック」等の表示	1
	米 計	1
	不適切な「有機」等の表示	1
	畜産物 計	0
	加工食品 総 計	8
加工食品	農産加工品 合 計	6
	不適切な「有機」等の表示	5
	輸入品に不適切な「オーガニック」等の表示	1
	野菜加工品 小 計	0
	果実加工品 小 計	0
	米加工品 小 計	0
	その他の農産加工品 小 計	6
	不適切な「有機」等の表示	5
	輸入品に不適切な「オーガニック」等の表示	1
	畜産加工品 計	0
	その他の加工食品 計	2
	不適切な「有機」等の表示	2

注：1件の指導の中で複数の品目区分の食品が対象となった事例では、品目区分ごとに主な違反区分を整理しており、その合計は指導件数と一致しない。